



# 普通科 人文 133班

## AIが起こした犯罪ってどうなるの？

班員 安田 篤生 松井 友汰  
時任 清良

指導者 岩室貴詞先生  
コーチ水永正憲様

### 研究の動機

AIについて調べる中で、これからAIの技術が発達し、もしAIが人間と同じように自我をもって犯罪を犯したとき、どう扱われるのか疑問に思ったから。また、2045年にAIの知能が人間の知能を上回ると言われていることを知り、人間がこの先AIにどのように対処すべきか気になったから。

### 研究の目的

将来、AIが今よりも発達し人間に危害を加えた時、そのAIをどのように扱い、被害者に対してどのような救済が必要なのかを明らかにする。

### 先行研究

- ・2023年3月、ネット上で無料公開されている”対話型生成AI”を使ってコンピューターウィルスを作ったとして生成AIを利用した人物が逮捕された。
- ・2022年7月、ロシア・モスクワでチェスの大会に出場していた7歳の男児が対戦相手のロボットに指を押さえつけられ、骨折する事例が発生した。

### 研究方法

意見調査を弁護士や生徒  
を対象にそれぞれ実施。

(内容:AIを法律で裁くべきかの是非)

(i)「裁かれる」と判断  
・より具体的な裁かれ方の調査

(ii)「裁かれない」と判断  
・責任の所在の明確化  
・AIへの対処法の考案

### 必要な道具

パソコン(特にアンケートツール)

### 仮説

AIだとしても犯罪を犯していることに変わりはないので、人と同じように裁かれるべきだと考える。

### アンケート結果

生徒に行ったアンケートの  
結果です。



### 研究結果

- ◎現時点での日本の法律(刑法)は、犯罪の主体や刑罰の対象を人間(自然人)としているため、AI自身を裁くことはできない。(AIはあくまで物)
- ◎AIの知能が人間の知能を上回ることで、これまでになかった新たな犯罪が起こる可能性がある。

### 考察

(将来のAIの発展の予測に基づいた、AI刑法の案)

#### 将来のAIの定義

- ・人間と同じように自我、感情があり、人間同様の価値観を持っている
- ・物事を自然と学習していき自律的に判断、行動する

#### 案①「責任の所在を分散する」

AIの犯罪に関わる人の数は自然と多くなる  
(例:AIの開発者、利用者、提供者など)  
それぞれの立場で刑事責任を負うようとする  
→被害に対する賠償や補償がより現実的になる

#### 案②「AIの行動ログの保存を義務化」

AIが進化することで、今までになかったような犯罪が  
起こり得る  
→AIの行動ログを利用する  
何に基づいての行動かがわかり、再犯防止に繋がる

#### 案③「AIに対する刑罰」※企業や個人への制裁にプラスする形で

- ・AIのモデル削除(死刑に相当)
- ・特定機能の停止(保護観察に相当)  
自律判断や対話などの機能を停止する  
人間の事前承認を必要とするようにする

### 参考文献

生成AI悪用しウイルス作成容疑、無職の男逮捕「何でもできると」  
<https://www.asahi.com/articles/ASS5X0R3HS5XUTIL003M.html>

7歳男児、チェス対局相手のロボットに指を強く  
押さえつけられ骨折

<https://www.techno-edge.net/article/2022/07/26/124.html>

六法全書(刑法)

### 謝辞

私たちの研究に関わってくださった岩室貴詞先生、水永正憲様、  
そしてインタビューに協力してくださった成合一弘法律事務所様本当にありがとうございました。